

裾野市立南小学校いじめ防止基本方針

2026年度4月版

1 学校教育目標 「共に輝く豊かな人」

一人一人が自分らしく輝き、自分の良さも人の良さも感じられる寛容さのある人を目指します。

2 重点目標 → (合い言葉) 「かんがえ えらんで やってみる」

3 いじめ防止等の基本的な考え

(1) いじめの定義

- ・児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、嫌な思いをした人の側に立つて行う。
(ふざけ合いのように見えても見えない場所で一方的な被害が発生している場合もある。)

(2) 基本的な考え方

①いちばん大事なことは、未然防止。そのために、

- ・子供に対して受容的に関わり、学校をどの子も落ち着ける場所にする。(居場所づくり)
- ・主体的に取り組む共同的な活動(日々の授業・縦割り班活動など)を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「**自己有用感**」をどの子も持てるようにするとともに、豊かな感性を育てることでいじめに向かう子供にしない。

②組織による速やかな認知。そのために、

- ・日々、**情報を集約・記録し、トラブルを速やかに判断**して、適切な対応につなげる。
(いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまで「組織」としての検討をする。気になる表れは見逃さない。その結果、上記(1)「いじめの定義」にあたると判断された事案全ての数字を、本校のいじめ「認知件数」とする。)

③適切な対応で解消。そのために、

- ・「いじめは、絶対に許されない行為であるが、成長の過程でどの子も加害者や被害者になり得る。早期に適切に関わることによって解消に導くことができる。」として指導にあたる。「**①信頼関係がベース②問題の核心をつかむ③適切な処置をして問題を解決する**」の手順で進める。(③の前に②に努める、②は①があってこそ。) **すべて、組織で対応**する。
- ・被害児童の安全を第一に考える。本人の辛さを慮り、十分な配慮をして話を聴き取る。
- ・加害児童の話にも耳を傾け、叱責や安易な仲直りで終わらせることなく、**(本当に悪いことをした)と気付かせるまで、言動の変容を見届けるまで**、指導を継続する。
- ・全教員の共通理解に基づく指導が重要であるので、意識の「温度差」と行動の「ばらつき」を少なくするため、研修を行い、**いじめに対する教員自身の認識を更新**し続ける。
- ・暴力が伴う事案や物品の破損、けが等心身の被害を伴う事案は、速やかに保護者連絡(加害・被害の両者)をし、連携して指導にあたる。(その内、重大な被害を伴う事案については、発生を認知したら直ちに教育委員会に報告し、「**拡大いじめ防止対策委員会**」を招集して警察や児童相談所等の外部機関とも連携した指導を行う。そのため、スクールソーシャルワーカーも活用する。)

4 いじめの防止等の対策のための組織

<チーム子供理解>

生徒指導主任、各学年代表教員、養護教諭、(必要に応じて、教頭、該当の学年主任)

<いじめ防止対策委員会(以下、委員会)>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年主任、該当学級担任

その他校長が必要と認める者

<拡大いじめ防止対策委員会(以下、拡大委員会)>

いじめ防止対策委員、保護者代表、スクールカウンセラー、特別支援教育巡回相談員、
学校評議員(必要に応じて関係機関代表)

5 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

① 魅力ある学校づくり(居場所づくりと絆づくり)

- ・裾野市が推進している魅力ある学校づくりに取り組む。子供にとって学校が居場所となるように、そして、学級・学年・学校で絆づくりが行われるように日々意識して学校生活を送る。

② 子供の自主的活動の場の設定

(ア) 縦割り活動の充実

- ・全校の仲の良さを生かし、全学年縦割りの活動を創意工夫しながら充実させ、異学年のふれあいを通して、周囲のことに気を配ったり、相手の気持ちを思いやったりできるようにする。

(イ) 自主的な「あいさつ」の実施(児童会)

- ・あいさつを通して、互いに声をかけ合い、明るい人間関係づくりに全校体制で取り組む。

(ウ) 遊び(昼休み)

- ・子供と教師が共に遊んだり過ごしたりすることで一人一人をよく理解する。

③ 配慮を要する子供への支援

- ・児童理解研修を行う。

個別の配慮が必要な子供についての共通理解を図り、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を学年の発達段階に応じて行う。(発達障害を含む障害のある児童、帰国児童、外国籍の児童、LGBTQに係る児童、東日本大震災で被災した児童等)

- ・学級や学年の枠を越えて、「南小の子供は南小の職員みんなで育てる」という意識を持って、情報の共有を図り、一人ひとりの子供の指導にあたる。

④ 教員の授業力・生徒指導力向上

- ・名前の呼び方

学校生活においては、教職員が子供の名前を呼ぶとき、「さん付け(〇〇さん)」でそろえる。

「社会一般に広く通用する」「相手を尊重していることが相手にも周りの人にも伝わる」「良い言葉遣い、優しい心遣いにつながる」という、「さん付け(〇〇さん)」の良さを生かしたいと考え、このようにする。

- ・「話し合っ解決しよう」を意識し、対話を通して子供の思いや考えが深まる授業づくりを進め、共に学び合うことの楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育む。

「よいと思うことを進んでしよう」を意識し、子供たち一人一人の言動の良さを「当たり前」と受け止めずに、子どもたちの日頃の表れの中から、思いやりの心を見つけて価値付ける。これを広げる感覚で、親切な行動を奨励していく。

- ・教員の意識の「温度差」と行動の「ばらつき」を少なくするため、常に新しい指導情報を求め、校内で話し合いを中心に据えた研修を行って、教員自らの「いじめに対する認識」を更新し続ける。スクールカウンセラーや特別支援教育巡回相談員等に児童理解について学ぶ機会を設定し、教育相談の充実に努める。いじめをテーマにした研修を行う。
- ・西中学校区の幼・保・小・中学校と情報交換や交流学习を行う機会を持ち、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- ⑤ 道徳教育の推進
 - ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、児童の心の内面をじっくりと育てる。
 - ・「人間関係づくりプログラム」を学活の年間指導計画に位置付け、確実に実施するとともに、児童の実態を十分に把握し、円滑な人間関係を築く基礎を養う。(全学級で 100%実施)
- ⑥ 保護者や地域との連携
 - (ア) 保護者への周知
 - ・「いじめ防止基本方針」について、HP と紙面にて保護者に伝え、理解と協力を得る。
 - ・保護者の会や懇談会等で学校や地域における児童の様子を伝え、情報交換に努める。
 - (イ) 地域との連携
 - ・「地域の子は地域で育てる」という意識の啓発を図る。
 - 「夢と輝きの教育推進会（学校運営協議会）」「学校評議員連絡協議会」「民生委員と語る会」
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ・4～6年児童を対象に、インターネット安全教室を実施する。
 - ・みなみっ子おぼえ書きを夏休みの面談時に保護者に説明しながら渡し、未然防止に努める。
 - ・携帯電話やパソコン、ゲーム機を使うルールを家庭で話し合っ決めて、実践を促す。
 - ・メディチャレを家庭で行い意識を高める。
- ⑧ 学校評価による取組の改善
 - ・いじめ防止等のための取り組み等について、児童、保護者、教員に学校評価アンケートを行い、達成状況を評価して改善を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ① 全教職員による情報収集
 - ・ささいな情報も全て子供理解チーム（集約担当）に報告する。様々な教職員が様々な場面で気付いた児童生徒の変化やトラブルの全てが、「組織」の集約担当に集まるようにする。
- ② アンケート
 - ・毎月1回、月末に実施し、実施後、学級担任は、集約担当者と生徒指導主任に情報を伝える。
 - ・校長も全児童分を毎月見る。(卒業後、5年保存)
- ③ 教育相談（学級担任－全児童と年2回以上、保護者面談、保健室、SC、その他ケース会議等）
 - ・日頃の言動や日記などから児童の交友関係や悩みを把握し、休み時間や放課後等の児童の様子にも目を配る。

※定期的なアンケート等や教育相談は行うが過信しない。それ以降の自発的な相談や報告を促すための場、「大人たちは子供の声に耳を傾け、真剣に受け止める気持ちがある」ことを伝える機会や場、と捉える。それが、結果的に「早期発見」につながり、加害者には抑止効果になる。

(3) いじめに対する対応

① 情報の集約

- ・ 正確な事実の収集に努めるとともに、その日のうちにチーム子供理解（集約担当・生徒指導主任）に報告する。
- ・ 南小児童のどの子のことであっても、ささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童の氏名とともに、「集約担当」に速やかに伝える。
- ・ 集約担当は、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断する。
A：子供理解チームを招集して検討　B：2～3日様子を見る　C：一過性のトラブルとして記録のみ等、対応の仮仕分を行う。校長にも報告する。必要なら関係教職員からの聞き取りも行う。
- ・ Aの場合、子供理解チームのメンバーが集まり、そのトラブルがいじめか否か、今後、どう対応すべきかを話し合う。いじめか否かの判断や、今後の対応等を決めるに当たり、十分な情報がないようなら、被害者や加害者その保護者等も含め、事実関係を調査する。

※いじめられていると相談に来た本人や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、速やかな対応を心掛けつつも、他児童の目に触れぬよう、場所・時間等に慎重な配慮をする。

② A、B、その他により、いじめが確認された場合

- ・ 直ちに情報を校内教職員で共有し、指導体制を整える。教職員の役割分担等対応を協議する。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに保護者（加害・被害両者とも）に事実関係を伝える。
- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるように、いじめを行った子供を別室で学習を行わせる等の措置を講ずる。

③ 加害児童への指導

- ・ 直ちにいじめをやめさせ、事実関係を把握して保護者に説明するとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・ 該当児童の特性や家庭環境等にも配慮し、スクールカウンセラーや相談員と連携して児童と家庭の両方に指導を行う。

④ 集団への指導

- ・ 当事者だけの問題にせず、傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、状況に応じて、自分たちでいじめを解決しようとする力を育てる。
- ・ 必要に応じて、保護者に状況を説明する。（懇談会や学年だより等）

⑤ いじめの解消の要件

- ・ 単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2つの要件が満たされている場合に、解消とする。
 - ◎いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること
 - ◎いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ 再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察をしていく。

(4) 重大事態への対処

①調査

- ・重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従って調査を行う。
- ・調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。

②各対応

- 児童対応（担当：生徒指導主任）
 - ・臨時全校集会等を開き、子供たちに事実関係などの情報を伝える。
- 保護者対応（担当：教頭）
 - ・臨時保護者会を開き、保護者に事実関係などの情報を伝える。
- 報道機関対応（担当：教頭）
 - ・個人情報保護に十分配慮し、窓口を教頭にしぼり、市教委指導の下、提供する内容を精査し、報道機関への対応準備をする。
- 警察対応（担当：教頭）
 - ・犯罪行為として取り扱うべきいじめには、市教委及び裾野警察署等と連携して対処する。

(5) いじめ対策年間指導計画

教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
○いじめ防止対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 （職員会議・児童理解研修） ○魅力ある学校づくり（年間） ○いじめアンケート実施（毎月） ○全児童との個別教育相談（4月） ○学校評価の実施（7月） ○特別支援教育研修（8月） ○全児童との個別の教育相談（10月） ○学校評価の実施（12月） ○民生委員と語る会 ○いじめ防止基本方針についての見直し検討	○学級開き・学級のルールづくり （学級活動） ○静岡県版 SELプログラム（年間） ○行事を通じた人間関係づくり （自然教室・社会科見学・交通安全リーダーと語る会・修学旅行・1、2年遠足等） ○縦割り活動 （ペア遊び・縦割り遊び） ○学校評価の実施（7月） ○学校行事を通じた人間関係づくり （運動会・みなみっ子祭り） ○学校評価の実施（12月） ○行事を通じた人間関係づくり （6年生を送る会・卒業式） ○学校評価の実施（3月）	○保護者との情報交換 （授業参観・保護者面談） ○学校評価の実施（7月） ○保護者との情報交換 （保護者個別面談） ○南小保護者の会 （奉仕作業・運動会協力） ○保護者との情報交換 （授業参観・懇談会） ○学校評価の実施（12月） ○保護者との情報交換 （授業参観・懇談会）